

犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件の一部を改正する件案新旧対照条文
 ○ 平成十一年十二月二十七日農林水産省告示第千六百二十八号（犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>アジア州のうち ヨーロッパ州のうち 台湾 アイスランド、ノルウエー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。） 大洋州のうち オーストラリア、グアム、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ</p>	<p>アジア州のうち ヨーロッパ州のうち 台湾 アイスランド、<u>アイルランド</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>ノルウエー</u>（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）、<u>英国</u>（<u>グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。</u>） オーストラリア、グアム、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ</p>